

## MOX燃料加工施設核燃料物質加工事業変更許可申請書の 一部補正の主な内容について

法令(核燃料物質の加工の事業に関する規則)で定められている重大事故である「臨  
界事故」および「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」への対策の2項目のうち、  
「臨界事故」への対策に関する記載内容の追記・充実を図りました。

### 「重大事故等対処施設」の項目を明記

申請書の追記・充実を図った主な内容は以下のとおり。

#### ① 重大事故の選定基準について

- 均一化混合機<sup>※1</sup>における臨界事故の発生を想定。万一、臨界管理に関する  
設備機能が多重に繰り返し誤作動を起こすとともに、それらの誤作動が検  
知されず、また、運転員らによる誤った判断等も同時発生することによっ  
て、均一化混合機内に集積した原料MOX粉末が核的制限値<sup>※2</sup>を大幅に逸  
脱して、臨界に至ることを想定した。

※1 均一化混合機：MOX粉末、希釈材の二酸化ウラン粉末などを均一に混合する装置のこ  
と。

※2 核的制限値：核燃料物質を取り扱う設備において、決して臨界とならないよう、核燃  
料物質の量、核燃料物質を収納する容器の形状などを制限する値のこと。

#### ② 重大事故の拡大防止・影響緩和について

- 万一、「臨界事故」が発生した場合、未臨界に移行し、未臨界を維持するた  
め、核燃料物質の排出や中性子吸収材の投入を行う。
- 万一、「臨界事故」が発生した場合の影響緩和のため、放射性物質が直接大  
気中へ放出されることを防止するため、排気設備の流路を遮断する。

以 上